

# 地域包括支援センターだより



〈問い合わせ〉地域包括支援センター  
(役場 健康推進課内) TEL(62) 8222

## 認知症地域支援推進員

本村において介護が必要になる理由として、脳血管疾患、筋骨格系疾患に加え認知機能低下も増えてきています。

一番つらい時期は、「認知症かもしれない」と不安を抱え、誰にも相談できず、もんもんと過ごしていたり、認知症と分かった時に「これから先どうしたらいいのだろうか?」と一家族や一人で悩んでいる時です。

現在、村には2人の認知症地域支援推進員がいます。2人とも医療福祉に係る専門家であり、家族介護の経験者です。活動内容は、相談業務が大半を占めますが、劇や紙芝居を通し認知症についての普及活動も行っています。

日程や時間の調整を図ることができれば、地区公民館などへ出向くことも可能です。ご要望の際は、地域包括支援センターにご連絡ください。



紙芝居で認知症の説明をする認知症地域推進員

## 南阿蘇村商工会

■事業所の皆さん、消費税引き上げに備えた対策はお済みですか？

消費税率は、4月に8%、平成27年10月に10%の引上げが予定されていますが、依然として厳しい経済状況に置かれている中小・小規模事業者にとっては、消費税を円滑かつ適正に価格転嫁することは、これまで以上に重要な課題となっています。商工会では、事業所の皆さんの消費税転嫁に関するさまざまな課題について、相談に応じています。

### ◆消費税転嫁対策特別措置法

4月1日からの消費税率引き上げに際し、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成25年10月1日に「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されました。

（ポイント）

- ① 消費税の転嫁拒否などの行為（減額、買いたたきなど）が禁止されます。
- ② 「消費税還元セール」といった宣伝や広告が禁止されます。
- ③ 総額表示義務の特例によって、商品やサービスについて本体価格のみの表示が認められます。
- ④ 消費税の転嫁および表示方法の決定に係る共同行為が認められます。

### ◆消費税率などに関する経過措置

契約時期、内容によっては消費税率引き上げ後も旧税率が適用される場合があります。

### ■商工会は、商売に関するさまざまな相談に応じます

商工会では消費税対策を始め、商売の血液と言われる「事業資金」の流れを中心に、経営のお手伝いをしています。商売で発生する法律相談や、パソコンの操作、ソフトに関する相談、さらには事業計画の策定、経営革新認定など新分野への展開相談にも応じています。相談は無料。加入のご相談、また業務の詳細については、商工会までお気軽にお尋ねください。

南阿蘇村商工会 TEL(62)9435